事例No.	1027
公表年度	R1
団体の属性	一般市
団体名	千葉県佐倉市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・（公営企業）その他

事例種類	料金改定

事例内容・タイトル

佐倉市における下水道使用料の改定について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介(令和元年10月号)

先進事例紹介



佐倉市における下水道使用料の改定について

佐倉市上下水道部　経営企画課
主　幹　古作明雄

1．はじめに

佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、市北部には県民の貴重な水がめである印旛沼が広がります。人口は、約175,000人、都心まで電車で約１時間、成田空港まで20分という利便性を生かし、首都圏のベッドタウンとして発展してきました。



図－１　佐倉市位置図

下水道事業については、昭和42年度の供用開始からおよそ50年が経過し、平成30年度末時点の処理区域内人口は162,525人、普及率は92.6％です。また、水洗便所設置済人口は158,805人、水洗化率は97.7％に達しています。

2．下水道使用料改定の概要と経緯

⑴　概要

佐倉市の下水道事業は、平成26年４月１日に地方公営企業法の全部を適用（以下「企業会計」という。）し、併せて水道部と組織統合（水道部から上下水道部へ）を行いました。

これにより下水道事業は、減価償却費などを含めた全てのコストが明らかとなり、その結果、極めて脆弱な財務体質（大幅な営業損失）であることがわかりました。（表－１）

当市では、この企業会計移行が下水道使用料（以下「使用料」という。）改定の大きなきっかけとなり、平成27年度には、同一組織となった

表－１　企業会計移行初年度（平成26年度）

損益計算書概要

（単位：百万円）

費用及び利益の部		収益の部	
営業費用	2,838	営業収益	1,901
流域下水道維持管理負担金	882	下水道使用料	1,795
減価償却費	1,606		
その他	350	その他	106
営業外費用	131	営業外収益	1,221
支払利息等	114	他会計負担金	95
その他	17	長期前受金戻入	1,126
特別損失	16	特別利益	0
費用合計	2,985	収益合計	3,122
当年度純利益	137		
合　　計	3,122	合　　計	3,122

水道事業と下水道事業の健全性と持続性を構築するため、有識者及び市民で構成する「佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会」を設置し、経営改善に向けた検討を実施しました。その後、上下水道ビジョンの策定（平成28年３月）や、使用料改正に伴う佐倉市下水道条例の改正（平成28年12月）を経て、平成29年７月１日に33.1％の使用料改定を実施しました。

⑵　改定経過

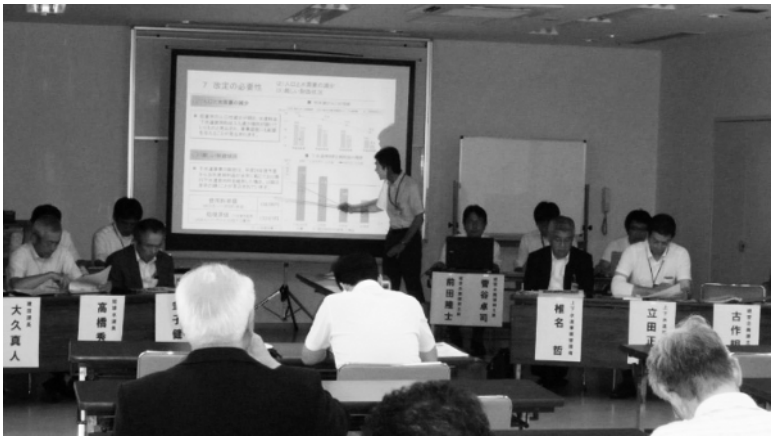
使用料改定に係る主な経過は、（表－２）のとおりです。

⑶　具体的な改定内容

今回の改定は、現行使用料の各単価に33.1％

表－２　主な経過

平成26年４月	企業会計へ移行
平成27年６月 ～ 平成28年２月	「佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等のあり方に関する懇話会」（以下「懇話会」という。）にて全８回の検討
平成28年２月	懇話会から「佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方に関する提言」（以下「提言」という。） ・水道料金は据え置き ・下水道は早急な経営改善が必要であり、使用料は33.4％の改定やむなし
平成28年５月	提言をふまえ、最新の決算数値などから最終的に改定率33.1％を市の基本方針として決定
平成28年７月	市内３箇所で使用料改定に係わる市民説明会開催（写真－１参照）
平成28年11月	佐倉市広報番組「チャンネルさくら」で「佐倉市の下水道～次の世代のために」を放送
平成28年12月	佐倉市下水道条例の一部を改正する条例を可決
平成29年５月、６月	検針訪問時に利用者全世帯へポスティングの実施
平成29年６月	市内各駅で駅前街頭 PR 活動実施
平成29年７月	新下水道使用料施行



写真－１　市民説明会の様子

を乗じた一律改定です。また、現行使用料からの増加額は（２カ月あたりの税込額）は、標準的な２人世帯のご使用（40㎥）で1,205円、標準的な４人世帯のご使用（60㎥）で1,940円の値上げとなります。（図－２）

【使用料比較表】（１カ月あたり：消費税抜き）

区　分	汚水量	現行使用料	改定後	増加額
基本使用料	0㎥～10㎥	840円	1,118円	278円
超過使用料 1㎥につき	11㎥～20㎥	85円	113円	28円
	21㎥～30㎥	105円	139円	34円
	31㎥～50㎥	135円	179円	44円
	51㎥～100㎥	160円	212円	52円
	101㎥～500㎥	175円	232円	57円
	501㎥～	185円	246円	61円

図－２－１　使用料比較表

【新旧比較表（２カ月あたり：消費税８％込み)】

汚水量	現行使用料	改定後	増加額
20㎥	1,814円	2,414円	600円
40㎥	3,650円	4,855円	1,205円
60㎥	5,918円	7,858円	1,940円
80㎥	8,834円	11,724円	2,890円
100㎥	11,750円	15,590円	3,840円
200㎥	29,030円	38,486円	9,456円
1,000㎥	180,230円	238,934円	58,704円

図－２－２　新旧比較表

３．使用料改定のポイント

⑴　長期前受金戻入の考え方

当市下水道事業は、住宅開発等に伴い民間の開発事業者より受贈した財産が多いという特徴があります。

これら受贈財産等については、当初の整備費用を要することなく下水道施設を整備できた一方、更新時には下水道事業が自らの資金調達により更新することになりますので、その費用をいかに新たな使用料で捻出するかが、使用料算定の大きな課題でありました。

この課題解決のため、当市では、複数の改定パターン（次項のパターン①から③）を設定し、検討した結果、最終的に過去に交付された補助金は、更新時に再度同額得られると仮定したパターン②（国県補助金に係る長期前受金戻入を総括原価から控除する）を選択しました。

改定後、当市では、この考え方を佐倉市基準として、運用するとともに、現在では「下水道使用料算定の基本的な考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会）においてもこの考え方が採用されています。

⑵　佐倉市基準による汚水処理原価

汚水処理原価については、総務省の経営比較分析表では、減価償却費から長期前受金戻入が全額控除されるため、前述の佐倉市基準の算定より安価となります。

この点、当市では、今回の改定にあたり当市の実情（長期前受金戻入において受贈財産や工事寄付金等再現性のない項目が大半を占めていること）を踏まえ、将来の確実な更新財源を確保する観点から佐倉市基準の汚水処理原価も別途算出しています。（表－３）

この結果、佐倉市基準では、経費回収率が大幅に100％を下回り使用料で回収すべき経費が賄われていない状況が明らかになりました。

４．改定率を33%とした理由

⑴　使用料算定パターンとその考え方

懇話会では､今後の経営や他事業体との比較、次の使用料改定の見通しなどを考慮し、18%から38%の中で、最終的に５つのパターンを検討しました。

パターン①から③は総括原価主義、パターン④と⑤は現金主義により改定率を試算しています。

この内、パターン①から③の総括原価は、国や県からの補助金等をどの程度見込めるかについて（長期前受金戻入をどの程度総括原価から控除するかについて）パターンを設定したものです。（表－４）

⑵　各パターンの現預金残高試算

懇話会の検討では、使用料を低いレベルの改定とした場合（パターン④、⑤）、平成32年度に再改定が必要となり、これにより水道料金改定と使用料改定が同時となることが懸念されることから、この同時改定は、得策ではなく避けるべき、との意見でまとまりました。

表－３　汚水処理原価の比較
（改定前：平成27年度決算）

使用料単価		108.56円 / ㎥	経費回収率
処理原価	経営比較分析表	100.70円 / ㎥	107.8%
	佐倉市基準	133.97円 / ㎥	81.0%

表－４　使用料算定パターンとその考え方

パターン① 改定率 38.2%	受贈財産や補助金等で取得した資産を更新する際、再度の補助金は得られず全て自主財源で賄うパターン⇒長期前受金戻入を総括原価から一切控除しない。
パターン② 改定率 33.4%	過去に交付された補助金は、更新時に再度同額得られると仮定したパターン ⇒総括原価から国県補助金に係る長期前受金戻入を控除する。
パターン③ 改定率 29.2%	過去に交付された補助金は再度交付され、加えて更新時は自主財源となる受贈財産等の資産も、更新時は補助金が得られると仮定したパターン⇒パターン②の控除に加え、長期前受金戻入の国県補助金以外の項目に当市の補助金交付実績率を乗じて得た額を総括原価から控除する。
パターン④ 改定率 23.8%	平成31年度末の現預金残高がH26年度決算と同額の３億円としたパターン⇒現預金残高について現状維持することを目標として使用料を算定する考え方
パターン⑤ 改定率 18.1%	平成31年度末の現預金残高が０円としたパターン⇒現預金残高をマイナスにしないことを目標として使用料を算定する考え方

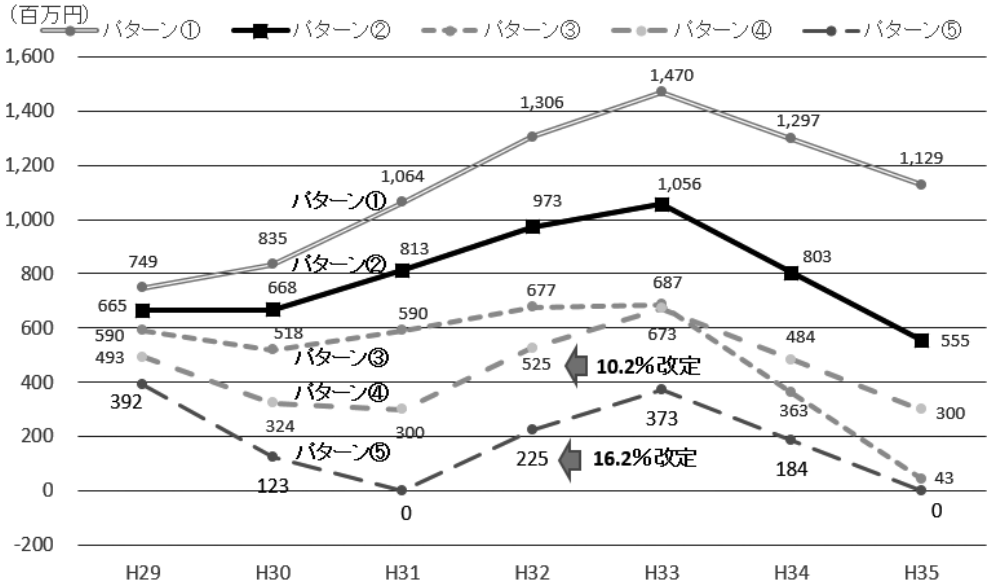
次にパターン③では、平成35年度末の現預金残高が4,300万円となり、このパターンであっても平成35年度以前に水道料金との同時改定が懸念され、併せて国等の補助金についても希望的観測が加味されており、現実的にそれだけの補助金が交付されるのか危ぶむ意見もあり、選択肢からはずれました。

このようなことからパターン③、④、⑤は除かれ、その上で、残りのパターン①、②は、いずれも高い改定率と認識する中で、最終提言は低い水準のパターン②となったものです。（図－３）

⑶　使用料体系及び資産維持費

使用料体系については、小口使用者の負担増を抑制することが望まれるという意見、本来、固定費は極力、基本使用料で回収するべきであり、基本使用料と従量使用料との比率を見直すことが望まれるという意見がありました。

その中で、今回は、大幅な改定となり、改定



図－３　各パターンの現預金残高
※パターン④と⑤は、再度使用料改定をした場合の現預金残高となっています。
※本グラフは、平成27年度に実施した懇話会での検討資料です。

による負担増は、全ての使用者が公平に担うことが現実的と考えられるため、体系の見直しはせず、一律改定となりました。また、資産維持費については、改定率の高さから算入はしておりません。

５．問い合わせ等

今回の使用料改定に際し、市民説明会や電話等により様々なご質問やご意見をいただきました。主な内容は、（表－５）のとおりです。

６．おわりに

当市下水道事業は、平成６年以来およそ20年ぶりに使用料の改定（消費税を除く）を実施しました。

今回の反省点としては、市民説明会は開催しましたが、製造業をはじめとした企業説明会を実施しなかったこと、今後の課題としては、使用料体系の見直しや資産維持費の算入などが挙げられます。

今後は、これらを踏まえつつ、適時適切に使用料の在り方を検証し、将来にわたり持続可能な下水道事業を目指してまいりたいと考えています。

表－５　主な内容

問い合わせ等	回　答
なぜ値上げするのか？	一番の理由は、下水道施設の老朽化や耐震化対策に要する費用が不足するためです。現行使用料を据え置いた場合、平成30年度には資金がマイナスとなり、深刻な経営状況に陥る可能性が高くなります。
値上げよりも経営努力が先ではないか？	当市下水道事業は、平成26年度から企業会計へ移行しました。千葉県内でも３番目の移行であり、経営の健全化に向けた先進的な取り組みと考えています。また、水道部と下水道課の組織統合により人件費の抑制に努め、汚水適正処理構想を見直し、整備区域を縮小することにより整備費用についても削減しています。
値上げするにしても33.1％は高すぎるのではないか？	公募市民や有識者などによる懇話会で、18％～38％までの５つの改定パターンを検討した結果、今回低い改定率とした場合、近々にも使用料の再改定が必要と予想されることなどから、今回は、33.1％の改定としました。
市から補助をもらって、値上げを安く抑えられなか？	下水道事業は、使用料で運営することが基本（汚水私費の原則）であり、税金については、教育、福祉、道路などの公共的分野に費やされるべきと考えます。市の補助に依存するのではなく、自立した経営体制を作り上げ、健全な経営を続けることが、皆様へのサービスにつながるものと認識していることから、税金からの補てんは考えていません。
現在の使用料は県内でも２番目に安いそうだが、なぜ20年間も値上げしなかったのか？	当市の下水道整備は、昭和40年代後半から平成のはじめにかけて、その多くが整備されました。従って、現在の使用料が施行された平成６年以降は、整備は一段落し、施設の老朽度合いもさほど進んでおらず、全体的にコストがかからなかったことが、主な要因です。
一般的な家庭でどのくらいの値上げになるの？	現行使用料からの増加額（２カ月当たりの税込）は、標準的な２人世帯の使用（40㎥）で1,205円、標準的な４人世帯の使用（60㎥）で1,940円です。水道料金の値上げはありませんので、上下水道合わせてご使用の方は、合算では12～13％の値上げとなります。
下水道施設の更新や新たな整備にどのくらいの費用がかかるのか？	更新事業（老朽化した施設を新しいものに交換する）として、平成42年度までに約134億円、拡張整備事業（下水道管がない地域に下水道管を整備する）として平成36年度までに約20億円を想定しています。